

業対策を職業能力開発対策と一体的に推進するとともに、人材の確保難が深刻化している中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。

(4) 中小企業の高齢者雇用の推進に当っては、中小企業の実情を十分考慮し、柔軟な取組みを可能とする制度設計すること。

また、定年延長・再雇用等、企業の雇用条件整備のための支援を強化するとともに、定年引上げ等奨励金など各種助成制度の整備・拡充を図ること。

4 学校教育における中小企業に関する教育の強化

(1) 国の明確な方針の下に、小中高大の各教育段階において、中小企業と連携しての「職場見学」、「インターンシップ」、「日本版デュアルシステム」等による実践的キャリア教育を強力に推進すること。

(2) 学校においても、創業・起業意欲を高める教育や、未来を切り開くパイオニア精神、チャレンジ精神を育む教育を積極的に推進すること。

(3) 専門高校の教育力を強化し、地域のニーズに応じた高度な職業人の育成を積極的に推進すること。

5 中小企業の障害者雇用への支援

中小企業が障害者を雇用しやすい環境を早急に整備するための施策を強力に推進すること。また、事業協同組合等を活用した障害者雇用率制度を適用する仕組みを創設するとともに、併せて、その実施を強力に支援する助成制度を創設すること。

6 中小企業の実態に配慮した仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進と次世代育成支援対策の強化

(1) ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援の推進に当っては、現下の極めて厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の実情を十分考慮すると共に、税制、金融面での優遇制度の創設、各種助成金制度の整備・拡充、公共事業入札への評価をはじめ、「次世代育成支援対策推進センター」の支援機能の強化、事業協同組合等の活用による共同の取組みに対する支援制度の創設など、中小企業に対する総合的な支援対策を講ずること。また、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の基準を緩和すること。

(2) 両立支援制度の充実は、労使による自主的取組みを基本として行うべきであり、育児介護休業法の改正による新たな法的義務の拡大は慎重に行うこと。

7 労働基準法制の見直し

(1) 時間外労働の割増賃金の一率引上げは行わないこと。むしろ、下請取引の適正化や助成制度の充実など、時間外労働削減のための中小企業への各種支援対策を強化すること。

(2) 「企画業務型裁量労働制」について、多能工化等に対応する業務運用の弾力化や導入手続の簡素化、対象業務の拡大等を行い、中小企業においても有効に機能する制度に改善すること。

(3) 自律的な働き方をすることがふさわしい仕事に就く労働者について、仕事と生活の調和を実現するとともに、仕事を通じた自己実現や能力発揮ができるようにするため、労働時間にとらわれない自律的な働き方を可能とする新たな労働時間制度を検討すること。その際は、中小企業においても活用できる現実的な制度とすること。

8 雇用保険制度の適正な運用

(1) 雇用保険制度については、国も責任の一端を担うべきであり、また、国庫負担は、すでに昨年の雇用保険法の改正で、従来の負担額の55%に引き下げられたばかりであるので、国庫負担の廃止・減額は行わないこと。

(2) 雇用保険二事業(雇用安定事業、能力開発事業。事業主が保険料を全額負担)については、今後も徹底した目標管理による不断の見直しを行い、更なる事業の合理化、歳出削減を進め、保険料負担の軽減を図ること。

(3) 雇用助成金制度については、中小企業への制度の浸透を図るとともに、要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化などの改善を早急に行い、中小企業が活用可能な制度とすること。

9 社会保障制度等の見直し

(1) 社会保障制度改革に当たっては、まず制度運営の無駄を徹底的に排除し、厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安易な引上げは行わないこと。

(2) 適格退職年金の移換先として特定退職金共済を認め、早急に要件や手続などの法的整備を図ること。

(3) パートタイム労働者の所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を大幅に引き上げること。

5 商店街及び中小売商業の活性化支援の拡充

中心市街地及び中心市街地以外の商店街、共同店舗及び個店に対して、一層の支援拡充を図ること。

また、地方公共団体は、商店街等の活性化を図るため、条例等の制定により、大型店等の積極的な地域貢献等を促すこと。

[具体的な要望事項]

1 中心市街地の活性化に対する支援の拡充

(1) 中心市街地の活性化を支援するため、「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業」の拡充を図ること。

(2) 都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する際に、低層部分に商業機能を配置させる等の条件をつけること。

2 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

(1) 低炭素社会、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応する商店街等の取組みに対して支援する「中小商業活力向上事業」の拡充を図ること。

(2) 空き店舗の活用やテナントの誘致など商店街全体の店舗・施設の構成のマネジメントの支援、リテール・サポートや新たな担い手の育成により個店力を向上させて繁盛店を創出するための支援を講じること。また、共同店舗に対しても、空きスペースの入居費や改装費等の助成制度を創設すること。

(3) 公共性の高い共同施設(アーケード等)資金の借入に際しては、個人保証の免除等の弾力的運用制度を創設すること。また、公共的施設物(アーケード等)に関わる道路占有料を全額免除すること。

(4) 商店街等が費用を徴し街路灯等に設置する広告物の取扱いについては、地域によって取扱いが異なるように、国土交通省の通達に準拠し適切に対応すること。

3 大型店等に対する指導・規制の強化

(1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正な対処を図るため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

(2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合等への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献等への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

(3) 地球環境の保全、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などをを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。